

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○特定計量器の定期検査を実施する件	五三	○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件	五七
○患者又は疑似患者の発見について届出があった件	五三	○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨届出があった件	五七
○道路の区域を変更する件	五三	○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	五七
公 告		○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	五七
○平成十九年度身体障がい者を対象とした福島県職員採用選考予備試験を実施する件	五三	福 島 県 教 育 委 員 会	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	五四	○博物館法第十三条第二項による変更登録をした件	五七
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	五四	福 島 県 警 察 本 部	
○福島県危険物の取扱作業の保安に関する講習を行う件	五四	○一般競争入札を行う件	五八
○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件	五五	正 誤	
○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件	五五	○平成十九年七月二十日付け定例第千八百九十四号中	五九

## 告 示

福島県告示第五百四十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期

検査を次のとおり実施する。

平成十九年八月三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
東白川郡矢祭町	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	九月四日 午後一時三〇分から 同三時三〇分まで	矢祭町山村開発センター
同 郡塙町		九月五日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	塙農村勤労福祉会館
同 郡鮫川村		九月六日 午前九時三〇分から 同一時三〇分まで	鮫川村公民館
同 郡棚倉町		九月六日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	棚倉町役場
右に掲げる町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	九月七日 午前九時三〇分から 同一時三〇分まで	同
		九月一〇日から一〇月五日まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)	福島県計量検定所
		午前一〇時から 午後三時まで	

二 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日

東白川郡棚倉町、同郡矢祭町、同郡塙町及び同郡鮫川村

非自動はかり、分銅及びおもり

十一月一日から十二月二日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第五百四十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成十九年八月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	疑似患畜	二頭	南相馬市	平成一九年七月二五日	再検査

（生産流通領域衛生飼料グループ）

福島県告示第五百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県東北建設事務所まで平成十九年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年八月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
県道本宮	本宮市本宮字中條四三番一地从先から同 市高木字高木三八番二地先まで	変更前	A 五・〇	三九〇・六
			B 一四・〇	四七四・八

公 告

公告第四百五十一号

平成十九年度身体障がい者を対象とした福島県職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。

平成十九年八月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

（道路領域道路企画グループ）

三春線	番二地先まで	変更後	B 一四・〇	四七四・八
	本宮市本宮字中條四六番七地先から同 市高木字舟場二二番二地先まで		三四・〇	

- 一 試験を実施する職種  
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第三十八条の規定に基づき身体障害者を採用する職
- 二 採用予定人員  
行政事務 三名程度
- 三 受験資格  
次のすべての要件を満たす者  
1 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能なる者  
2 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が一級から四級までの者  
3 活字印刷文（文字の大きさは十ポイント程度）による出題に対応できる者（福祉機器の使用により対応できる者を含みます。）  
4 次に掲げる職種別資格のすべてに該当する者  
行政事務 昭和五十三年四月二日から平成二年四月一日までに生まれた者で、日本国籍を有している者
- 四 試験期日  
平成十九年十一月二日（金）
- 五 受験申込受付期間  
平成十九年九月七日（金）から同年十月五日（金）まで
- 六 受付窓口  
福島県人事委員会事務局採用給与グループ（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一―七五九〇）

七 問い合わせ先

福島県総務部人事領域人事グループ（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七〇三三）、福島県教育庁教育総務領域総務企画グループ（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七七五五）、又は福島県人事委員会事務局採用給与グループ（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七五九〇）  
（人事領域人事グループ）

公告第四百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年八月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成十九年七月二十六日

二 名称

特定非営利活動法人シニア人財倶楽部

三 代表者の氏名

藁谷 道弘

四 主たる事務所の所在地

福島県いわき市中央台飯野一丁目三十二番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、シニア世代の中高齢者会員が高齢者、社会的弱者、子供を含めて広く一般市民や、非営利諸団体、個人事業家や中小企業事業者に対して、会員が培ってきた様々な経験、専門的な知識、資格、技術、技能を生かした福祉活動、地域経済活性化活動、技術振興、人材育成、就労支援活動等に関する事業を行い、会員自身の心身の健康と生きがい、地域社会の多くの人たちが共に健康で元気に生き生きと暮らせる明るい社会造りの増進に寄与することを目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

公告第四百五十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年八月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成十九年七月二十四日

二 名称

NPO法人はらまちクラブ

三 代表者の氏名

江本 節子

四 主たる事務所の所在地

福島県南相馬市原町区深野字台畑十五番地の二

五 定款に記載された目的

この法人は、南相馬市民及び隣接する地域の人々に対して、スポーツ活動・文化活動の振興を図るとともに、社会参加を促進する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

公告第四百五十四号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の二十三の規定により、平成十九年度後期福島県危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成十九年八月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 講習の種類、日時及び場所

講習種別	日 時	場 所
給油取扱所関係	平成十九年九月十四日（金） 午前九時から正午まで 同 年九月二十六日（水） 午前九時から正午まで 同 年十月五日（金） 午前九時から正午まで 同 年十月二十六日（金） 午前九時から正午まで 同 年十一月十九日（月） 午前九時から正午まで	白河市 会津若松市 福島市 いわき市 郡山市
石油コンビナート等災害防止法の特 定事業所の危険物 施設関係（給油取 扱所を除く。）	同 年十月二十五日（木） 午後一時三十分から午後四時三十分まで 同 年九月十四日（金） 午後一時三十分から午後四時三十分まで 同 年九月二十六日（水） 午後一時三十分から午後四時三十分まで	いわき市 白河市 会津若松市

同	年十月五日(金)	福島市
同	午後一時三十分から午後四時三十分まで	
同	年十月二十六日(金)	いわき市
同	午後一時三十分から午後四時三十分まで	
同	年十一月十九日(月)	郡山市
同	午後一時三十分から午後四時三十分まで	

二 講習科目  
 (講習会場は、受講票に記載して通知する。)

1 危険物関係法令に関する事項

(一) 主として過去三年間における危険物関係法令の改正事項

(二) 危険物規制の要点

2 危険物の火災予防に関する事項

(一) 危険物施設の火災及び漏えいの事例の動向並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等

(二) 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等

(三) 危険物施設における安全管理に関する知識

三 受講対象

甲種、乙種又は丙種のいずれかの危険物取扱者免状の交付を受けている者で、危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事しているもの

四 受講手続

1 受講申請書

(一) 所定の受講申請書用紙を使用すること。

(二) 受講申請書用紙は、社団法人福島県危険物安全協会連合会、福島県生活環境部県民安全領域消防保安グループ、福島県地方振興局及び各消防本部(署)で配付する。

2 提出先

郵便番号九六〇一八〇四三 福島市中町五番二十一号 福島県消防会館二階 社団法人福島県危険物安全協会連合会

3 受付期間

講習の場所	受	付	期	間
白河市	同	同	同	平成十九年八月十三日(月)から同月二十四日(金)まで
会津若松市	同	同	同	年八月二十七日(月)から九月七日(金)まで
福島市	同	同	同	年九月三日(月)から同月十四日(金)まで
いわき市	同	同	同	年九月二十五日(火)から十月五日(金)まで
郡山市	同	同	同	年十月十五日(月)から同月二十六日(金)まで

五 (郵送による場合は、受付期間内の消印があるものは有効とする。)

五 受講手数料  
 四千七百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受講申請書にはって納めること(消印はしないこと)。

六 その他

1 遅刻、中途退場等で所定の講習を受講しない者には、講習修了の証明をしない。

2 納付された受講手数料は、返還しない。

3 受講申請書の請求を郵便によってする場合は、郵送料相当額の切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形二号)を同封の上、社団法人福島県危険物安全協会連合会に対して行うこと。

(県民安全領域消防保安グループ)

公告第四百五十五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十九年八月三日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
ニチイ ケアセンター いわき	いわき市平上荒川字桜町四九一	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二一九	平成一九年八月一日	重度訪問介護	身体障害者
ニチイ ケアセンター うちご	同 市内 郷綴町榎下五五一	同	同	同	同	同
ニチイ ケアセンター 植田	同 市植田町本町二一四一	同	同	同	同	同
ニチイ 南相馬市原	同	同	同	同	同	同
ニチイ 居宅介護	同	同	同	同	同	同
ニチイ 身体障害者	同	同	同	同	同	同



平成十九年八月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類	指 定 す る 診 療 科 名	主 として 担 当 す る 医 師 又 は 歯 科 医 師
キユウキユウ 堂薬局二本松 店	二本松市成田町 一八二一三	平成一九年 四月一日	育成医療 更生医療	調剤	師
クオール薬局 南会津店	南会津郡南会津 町永田字下川原 八一四	平成一九年 八月一日	同	同	
財団法人大原 綜合病院附属 大原医療セン ター	福島市鎌田字中 江三三	同	同	腎臓	菅野 理平

(自立支援領域障がい者支援グループ)

**公告第四百五十八号**  
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次の指 定自立支援医療機関から当該指定に係る所在地を変更した旨届出があった。  
 平成十九年八月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	変更前の所在地	変更後の所在地	自 立 支 援 医 療 の 種 類	指 定 さ れ て いる 診 療 科 名
コスモ調剤薬局 笹谷東店	福島市笹谷字片 目清水三一二	福島市笹谷字稲 場二八一五	育成医療 更生医療	調剤

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第四百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
 平成十九年八月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称  
 東和町土地改良区  
 退任した役員

役別 氏名 住所

監事 紺野 幸一 二本松市戸沢字梨ヶ作五五番地一

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第四百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第 一項の規定により、郡山市から県中都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送 付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
 平成十九年八月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する図書
  - 二 総括図、計画図及び計画書の写し
  - 三 縦覧場所
- 福島県土木部都市領域都市計画グループ及び福島県県中建設事務所企画調査グルー プ  
 (土木部都市領域都市計画グループ)

### 福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第八号

博物館法（昭和二十六年法律第百八十五号）第十三条第二項の規定により、次のと おり博物館の登録事項の変更登録をした。  
 平成十九年八月三日

福島県教育委員会

変更前	名 称	所 在 地	設置者	変更年月日
野馬追の里原町市立博 物館	原町市牛来字出口一九 四番地	原町市	原町市	平成一九年 七月二五日
変更後	南相馬市博物館	南相馬市原町区牛来字	南相馬市	

出口一七四線

(半紙)留領域施設観望グループ)

## 福島県警察本部

## 福島県警察本部公告第37号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県警察電子情報統合システム用機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成19年 8 月 3 日

福島県警察本部長 久保 潤 二

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県警察電子情報統合システム用機器 一式(搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。)
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成20年1月1日から平成23年12月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間内に確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成19年8月27日(月)午後5時までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合があるので注意すること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

## 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成19年8月9日(木)午後2時 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成19年9月13日(木)午後2時(2)に掲げる場所と同じ。
- (4) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成19年9月12日(水)午後5時までに必着のこと。

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : Equipment for Fukushima Prefectural police electronic information integration system 1set
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 2 : 00p.m.,13 September 2007
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00p.m.,12 September 2007
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Depart-

ment, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十九年七月二十日付け定例第千八百九十四号中

五三九	下	後ろか ら一二	黒鷲死体宅配便	黒鷲死体宅急便
-----	---	------------	---------	---------